

追加措置通知

暫定未確認 (TNC)

(米国国土安全保障省 (DHS))

被雇用者の氏名		被雇用者の社会保障番号末尾 4 桁	
被雇用者の A 番号		被雇用者の A 番号	
暫定未確認通知日		事例確認番号	

あなたの雇用主[雇用者の氏名]は、E-Verify に参加しています。あなたの雇用者は、米国国土安全保障省 (DHS) および社会保障庁 (SSA) が管理するプログラム E-Verify に参加しています。E-Verify では、雇用資格証明フォーム I-9 であなたが提供した情報と DHS が利用できる記録を比較し、あなたが米国内で就労許可を得ているかを確認します。

本追加措置が送付された理由：

あなたが雇用者から本追加措置通知を受け取った理由は、[雇用者の氏名] が E-Verify を通して DHS 暫定未確認 (DHS TNC) の結果を提供したからです。TNC とは、雇用者が E-Verify で入力した情報が DHS で利用できる記録と一致しないことを意味しています。DHS TNC は必ずしも、あなたが雇用者に対し不正な情報を提供したり、米国内での就労が許可されていないという意味ではありません。オンラインページであなたの情報が一致しない理由について確認してください(<https://www.uscis.gov/e-verify/employees/tentative-nonconfirmation-overview>)。

次に、E-Verify があなたが米国内で就労許可を得ていることを雇用者に知らせる前に、いくつかのステップを踏む必要があります。

すべきこと：

1. 本追加措置通知の 1 ページ目の情報が正しいことを確認してください。正しくない場合、[雇用者の氏名] に正しい情報を提供してください。雇用者はこの E-Verify 事例を閉じ、正しい情報で新しい事例を作成する必要があります。情報が正しい場合は、ステップ 2 に進みます。
2. 事例を解決するために異議申し立てをするか否かの選択をしてください。上記の情報が正しい場合は DHA の記録に、あなたが米国内で就労許可を得ていることが反映されるように、訂正することができます。

DHS TNC に異議申し立てしない場合、E-Verify はあなたが米国内で就労許可を得ているかを確認できないので、雇用者はあなたを解雇する場合があります。

被雇用者の権利および責任に関する情報はこちら www.uscis.gov/e-verify/employees/employee-rights-and-responsibilities。

事例解決措置ですべきこと :

E-Verify で雇用者が事例を送付した日から**連邦政府 8 就業日**以内にDHS まで連絡する必要があります。雇用者はDHS に連絡するまで、あなたが照会日確認書 (Referral Date Confirmation) をあなたに提出する必要があります。

DHS まで連絡 :

事例を解決するために異議申し立てをする場合は、DHS 888-897-7781 (TTY : 800-877-8339)連絡します。雇用代理人はあなたの事例について詳細を調べるのに役立ちます。

DHS に連絡する際に参照できるように、本追加措置通知を手元に置いて開いてください。DHS では事例を解決するために追加情報または書類を提供するように申し伝える場合があります。英語以外の言語サポートが必要な場合は、担当者に通訳の手配を頼んでください。

事例の現状を確認するには、myE-Verify のページ
<https://selfcheck.uscis.gov/SelfCheckUI/CaseTracker> にアクセスしてください。

この場合、異議を申し立てるかどうかを以下に示してください。

私は次を選択します。(ひとつ選択してください)			